

条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十七号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「平成十一年厚生省令第三十八号」の下に「。第百六十五条第二項において「指定居宅介護支援等基準」という。」を加える。

第六十四条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第八十条中「できるような」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。
第八十五条に次の一号を加える。

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第四百四十一条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下この項、次条第五項及び第八節第四款において「構成員」という。）により構成される会議をいう。次条第五項及び第八節第四款において「構成員」という。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。
第八十六条に次の一項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第三百三十七条に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第四百四十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十九条中「できるような」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加え

る。

第百二条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が利用者に対して第一項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）において、指定通所介護事業者（当該指定通所介護事業者に係る指定を知事が行ったものに限る。）は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

5 前項の規定による届出をした者（次項において「宿泊サービス事業者」という。）は、当該届出に係る事項に変更があった場合には、当該変更があった日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出るものとする。

6 宿泊サービス事業者は、第四項に規定する指定通所介護以外のサービスを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の前に、その旨を知事に届け出るものとする。

7 第四条の規定は、第三項ただし書の場合において、指定通所介護事業者（当該指定通所介護事業者に係る指定を知事を行ったものに限る。）が利用者に対して第一項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供するときについて準用する。この場合において、同条第二項中「指定居宅サービスの事業を運営する」とあるのは「利用者に対して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する」と読み替えるものとする。

8 前項のサービスを提供する指定通所介護事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

第百十一条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第百十一条の二 事故発生時の対応に係る基準は、省令第百四条の二に規定する基準の例によることとする。

第百十二条第二項第五号中「第百五条において準用する省令第三十七条第二項」を「第百四条の二第二項」に改める。

第百十三条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に改め、「、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十七条」とを削る。

第百十五条第一項中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第三十条第二項第六号中「省令第五十五条の十九において準用する省令第三十七条第二項」を「次条において準用する第一百一十一条の二の規定によりその例によることとされる省令第四条の二第二項」に改める。

第三十一条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に、「第百十一条」を「第百十一条の二」に改める。

第三十五条中「から第四十一条まで」を「、第四十一条」に改め、「、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第九十九条において準用する省令第三十七条」とを削る。

第三十六条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第四十条に次の一号を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第四十一条に次の一項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十六条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五十条第二項中「。第二百十八条第三項及び第六百四十一条第三項において同じ」を削る。

第六十五条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第八十三条中「指定通所介護事業所若しくは」を「指定通所介護事業所、」に改め、「平成十八年厚生労働省令第三十四号。」の下に「以下この条及び」を、「をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第八十九条中「「看護職員」と」の下に「、第六十五条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第二百十八条第一項中「附則第四条」を「附則第五条」に改め、同条第二項中「附則第四条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第二百二十四条を次のように改める。

第二百二十四条 削除

第二百三十七条第二項第八号を削る。

第二百四十条第二項中「附則第四条第二項」を「附則第五条第二項」に改める。

第二百四十八条第二項第十号を削る。

第二百四十九条中「第二百二十三条から」を「第二百二十三条、第二百二十五条から」に改める。

第二百五十九条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽さんに励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
第二百七十七条の十二中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二百七十七条の三十二第二項第一号中「第十三条第十二号」を「第十三条第十三号」に、同項第二号中「第十三条第十三号」を「第十三条第十四号」に改める。

第二百七十七条の三十三中「第十三条第十二号」を「第十三条第十三号」に、「省令第十三条第十二号」を「省令第十三条第十三号」に、「第十三条第十三号」を「第十三条第十四号」に、「省令第十三条第十三号」を「省令第十三条第十四号」に改める。

第三百五十八条第五号及び第三百七十二条第二項第七号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

第三百七十五条第四項第二号ただし書を削る。

第三百八十四条中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に、「省令第三十六条第二項」を「省令第三十六条第三項」に改める。

第四百十条第四号及び第四百二十四条第二項第六号中「第三十四条第二項」を「第

三十四条第三項」に改める。

第四百三十八条中「第四百二十四条第二項第六号中「第三十四条第二項」を「第四百二十四条第二項第六号中「第三十四条第三項」に、「第三十四条第二項」と、「第三十四条第三項」と、「」に改め、「、同項第五号中「第四百二十条第二項」とあるのは「第四百三十八条において準用する第四百二十条第二項」と、同項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条第二項」と」を削る。

第四百八十八条の七中「第五百六十四条第一号」を「第五百二十四条第一号、第五百六十四条第一号及び第五百七十七条第二項」に改める。

第五百十四条第十五号中「第五百二十四条第九号」を「第五百二十四条第十号」に改める。

第五百二十四条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（第六号及び第五百六十三条第六号において「構成員」という。）により構成される会議をいう。第六号並びに第五百六十三条第一号及び第六号において同じ。）」に改め、同条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第五百五十五条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第五百六十三条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

第五百六十三条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第十二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第五百二十四条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

第五百七十七条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第六百四条中「平成十八年厚生労働省令第三十六号。」の下に「以下この条及び」を、「をいう。」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第六百十条中「省令第三百三十六条」との下に「、第五百七十七条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第六百四十一条第一項中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に、「附則第六条」を「附則第七条」に改め、同条第二項中「附則第六条第一項」を「附則第七条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第六百四十七条を次のように改める。

第六百四十七条 削除

第六百五十五条第二項中第二号を削り、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六百六十四条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第六百六十五条第二項中「附則第六条第二項」を「附則第七条第二項」に改める。

第六百七十一条第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「、指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。」の下に「又は法第一百五十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者(次項において「指定事業者」という。)」を加え、同条第三項中「種類は」の下に「、指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下この項において「指定居宅サービス等基準」という。))第四条に規定する指定訪問介護をいう。次項第一号において同じ。)、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。次項第二号において同じ。)」を、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。次項第一号において「指定第一号訪問事業」という。))に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。次項第二号において「指定第一号通所事業」という。))に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問看護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の三号を加える。

- 一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。))に係るサービス
- 三 指定介護予防訪問看護

第六百七十二条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第六百七十六条中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十項」に改める。

第六百八十二条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽きんらんに励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第六百九十条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第六百九十三条中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改める。

附則第三条第一項中「附則第五条」を「附則第六条」に改め、同条第二項中「平成二十七年埼玉県条例第十四号」の下に「。次条において「平成二十七年改正条例」という。」を加える。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

第四条 平成二十七年改正条例による改正前の介護保険法施行条例第五百三十五条に規定する指定介護予防通所介護事業所の設備に関する基準は、前条第四項及び第五項の規定にかかわらず、介護保険法施行条例の一部を改正する条例（平成二十七年埼玉県条例第五十七号）による改正後の介護保険法施行条例第百二条の規定を準用する。この場合において次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二条第一項	指定通所介護の	指定介護予防通所介護の
第百二条第二項第一号イ	指定通所介護の 指定通所介護事業者が法 第百十五条の四十五第一 項第一号ロに規定する第 一号通所事業（旧法第八 条の二第七項に規定する 介護予防通所介護に相当 するものとして市町村が 定めるものに限る。）に 係る指定事業者	指定介護予防通所介護の 指定介護予防通所介護事 業者が指定通所介護事業 者
	当該第一号通所事業とが 指定通所介護又は当該第 一号通所事業 上限をいう。第百七条第 四号及び第百九条におい て同じ。	指定通所介護の事業とが 指定介護予防通所介護又 は指定通所介護 上限をいう。
第百二条第三項	指定通所介護	指定介護予防通所介護

第百二条第四項	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者
	指定通所介護以外のサービス	指定介護予防通所介護以外のサービス
第百二条第六項	指定通所介護以外のサービス	指定介護予防通所介護以外のサービス
	第四条	第四百四十一条
第百二条第七項	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者
	指定通所介護以外のサービス	指定介護予防通所介護以外のサービス
第百二条第八項	指定居宅サービス	指定介護予防サービス
	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者
第百二条第九項	指定通所介護事業者が第二項第一号イに規定する第一号通所事業に係る指定事業者	指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者
	指定通所介護の当該第一号通所事業とが	指定介護予防通所介護の指定通所介護の事業とが
	市町村の定める当該第一号通所事業の	第百二条第一項から第三項までに規定する

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第百二条の改正規定、第二百十八条の改正規定（同条第三項を削る改正規定を除く。）、第二百四十条第二項の改正規定、第六百四十一条第一項（「附則第六条」を「附則第七条」に改める部分に限る。）及び第二項の改正規定、第六百六十五条第二項の改正規定並びに附則第三条の改正規定及び附則第六条を附則第七条とし、附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。